



中央区マスコットキャラクター
ゆめまるくん

落書き消去活動 支援制度 ご利用の手引き

中央区では、まちの美観を損ない犯罪を誘発
すると言われている、「**落書き**」の消去活
動に取り組む団体に対して、消去用の資材の
提供などを行っています。



消去活動前



消去活動後

問い合わせ先

中央区役所市民協働課

(6267-9841) 中央区役所 5 階 51 番窓口

詳しくは裏面をご覧ください

落書き消去活動 支援制度



1. 支援内容について

①資材の提供

- ・ 消去溶剤
- ・ スプレー容器
- ・ ペンキ用刷毛
- ・ 上塗用水性ペンキ
- ・ ローラーハンドル・取替え用ローラー
- ・ ローラー用継ぎ柄(高所作業用)
- ・ ローラー用バケツセット
- ・ ポリバケツ
- ・ マスキングテープ

- ・ たわし
- ・ ウェス
- ・ 軍 手
- ・ ゴーグル
- ・ 使い捨てビニールカッパ
- ・ 使い捨てマスク
- ・ 使い捨てゴム手袋
- ・ 消去用スプレー
- ・ その他、区長が必要と認めるもの

②大阪市市民活動保険の提供

安心して活動していただけるよう、大阪市市民活動保険の対象としています。

2. 支援対象について

町会、マンション等の管理組合など、5人以上(うち成人2名以上を含む。)で構成される非営利の活動団体が支援の対象となります。

3. 問い合わせ

ご利用をお考えの方は、

中央区役所市民協働課（中央区役所 5 階 51 番窓口 6267-9841）まで

ご相談ください。



落書き消去活動の様子